

8月22日(火)の法廷にご参加を！



国相手の大飯原発3・4号運転停止を求める裁判(大阪高裁)

第3回法廷：14:30～ 大阪地裁 202号法廷
報告・交流会：法廷終了後 大阪弁護士会館 920号室

◆傍聴券の抽選はありません。先着順です。

14:00頃には、手荷物検査を受けて、202号法廷に入ってください。

○原告は、敷地内破碎帯問題について、新たな書面を提出しました。

国と関電は、敷地の南側トレンチ周辺に大山火山灰 hpm1 (23万年前) の降灰層準(火山噴火時に堆積した層)が存在し、新F6破碎帯は、この火山灰の地層に変位を与えていないため、活断層ではないと主張し続けてきました。

これに対し今回原告は、関電が裁判所に提出してきた資料を基に批判します。

○国は、基準地震動・汚染水対策・津波問題で、原告に反論する書面を提出しました。

○今後の裁判の進め方(技術検討会、証人調べ)についても議論になる予定です。

*報告会： [_____](#)

弁護団から、破碎帯問題等について、説明を受け、議論します。

関電(参加人)は5月15日の書面で、原告が出した求釈明に回答してきました。その回答で、大山火山灰は目視で確認できない程のわずかな量で、降灰層準とは言えないことが明らかになりました。これによって、国と関電が唯一の根拠としている、新F6破碎帯の活動時期(23万年前より古い)には大きな疑義が生じ、これまでの主張は成り立たなくなります。

*交流会： [_____](#)

関電の上関町での中間貯蔵計画への抗議、老朽原発高浜1・2号の再稼働反対の取り組み、汚染水の海洋放出反対の取り組み等を紹介し、交流しましょう。

原告、支援者のみなさん、是非法廷に多数ご参加下さい。

これまでの書面一式はこちらにあります→



2023年8月17日

おおい原発止めよう裁判の会事務局

(連絡先：美浜の会気付) 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 mihama@jca.apc.org